

平成十八年十月

第三回定例会代表質問

区政報告

千代田区議会議員

桜井ただし



桜井ただし

【議会関係現職】

- 千代田区議会 自由民主党議員団幹事長
- 千代田区議会 議会運営委員会委員長
- 千代田区議会 企画総務委員会副委員長
- 千代田区議会 予算決算特別委員会委員長（第三回定例会）
- 千代田区議会 新庁舎整備特別委員会委員
- 千代田区議会 観光施策推進特別委員会委員
- 千代田区議会 まちづくり特別委員会委員
- 千代田区都市計画審議会委員
- 自由民主党 千代田総支部青年部長

平成十八年第三回定例会自由民主党代表質問

桜井ただし

平成一八年第三回定例会において、自由民主党議員団を代表して質問をいたします。

質問に入る前に、このたびの秋篠宮悠仁親王殿下のご誕生に心から祝意を申し上げます。

九月六日に秋篠宮殿下、同妃殿下に親王殿下が誕生されました。このたびの親王殿下のご誕生は、二月のご懐妊発表以来、多くの国民が待ちわびていた慶事であり、とりわけ区内に皇居を擁する千代田区民にとりまして、まことに慶賀にたえないところでございます。

千代田区においては、連合町会、観光協会はじめ区民団体を構成する奉祝委員会が設立され、九月十五日からは奉祝塔や横断幕を設置するなど、区民を挙げてお祝い申し上げます。

天皇皇后両陛下におかれましては、皇位継承資格を持たれる皇孫悠仁親王殿下のご誕生に対し心からお祝いを申し上げますとともに、私も自民党議員団は、区民とともに皇室の末永いご繁栄を心よりお祈り申し上げますところでございます。

また、秋篠宮ご一家のますますのご隆盛と親王殿下のお

健やかなご成長をお祈り申し上げます。

さて、一方では、区長の招集あいさつにもございましたように、岐阜県庁の裏金問題など地方自治体の違法・不正な処理が発覚いたしております。既に、千代田区では、平成十五年八月に真に民主的で透明な区政運営を図り、区政が適法かつ公正であり続けるよう、区政運営の透明性を高めることを意図とした「千代田区職員等公益通報条例」を他の自治体に先駆けて施行しました。もちろんのこと、千代田区では岐阜県等で発覚した違法・不正な処理は起きておりません。これは、公益通報制度により職員の遵法意識を高め、組織の自浄作用が強化されていることから違法・不正な処理が未然に防止されていることと評価するものであります。

また、ほかにも新聞・テレビで連日報道されている公務員の飲酒運転による事故などについても、千代田区では従前より免職などの厳しい基準を設けて対応してきたところであり、飲酒による交通事故などの事実は発生いたしておりますが、ひとたびこのような公務員の不祥事が起きると、長年にわたり築き上げてきた区民との区政に対する信頼が一瞬にして損ないかねません。

区長におきましては、区政運営に重大な支障を来さないためにも、職員の服務規律の徹底は言うまでもなく、職員

が進んで自らを厳しく律する心の持てる庁内の雰囲気づくりが必要であると思います。区長に強く要望するものがあります。

それでは、区長の招集あいさつを受けて、何点か質問をいたします。

初めに、少子高齢化時代における福祉関連施策について伺いをいたします。まず、**旧番町出張所跡地を活用した高齢者施設の整備**について伺います。

先の第二回定例会において、我が党の代表質問で、麴町地域における認知症高齢者グループホーム整備の必要性について質問をいたしました。この質問に対して、区長は「旧番町出張所跡地を候補地として、認知症グループホームを含む小規模で多機能な複合施設を整備し、地域包括ケア体制の確立を目指していく」とのお考えを示されました。

旧番町出張所の跡地利用については、従前から地域に様々な意見があり、地域の声を聞く中で今後也十分な説明が求められるところではあります。本区における高齢者事情を考えると、年々認知症高齢者は増加しており、認知症高齢者の介護は、介護をする家族にとって深刻な問題となつていくことから、この地を活用して高齢者介護の複合施設を整備したいという区の構想に対して、多くの区民が歓迎するものと考えます。

そこで、その後の旧番町出張所跡地の高齢者施設の機能など、整備に向けた検討がどのように進んでいるのか、お聞かせいただきたいと思います。住みなれた地域で暮らし続けたいという区民の願いを、質の高いケアや新しい取り組みを通じて実現していただけるものと期待をいたしております。前向きなご答弁をお願いいたします。

次に、**麴町保育園の建て替え**について質問をいたします。

保育園の待機児童解消や仕事と子育ての両立を支援するため、本区の第二次推進プログラムでは、麴町保育園の建て替え整備は平成二十年度に計画されております。また、施設の運営に当たっては、区有地貸し付けによる民設民営方式を目指すことも推進プログラムでは明らかにされております。

しかしながら、保育園の民営化につきましては、現在のところ十分な説明や議論が行われているわけではないのが現状であります。民営化については、サービス向上など民間の英知と活力を利用することで多くの利点が得られ





るものと期待をいたしておりますが、一方、これまで他の自治体の事例では、行政が拙速に民営化を進めた結果、保護者の十分な理解が得られなかったり、民間事業者への引き継ぎ期間が十分でなく、園児への影響や保護者の不安が解消できなかったことなどが報告されております。

そこで、質問をいたします。

麹町保育園の建て替えのスケジュールや運営について、区はどのようにお考えでしょうか。保護者、園児に不安を与えることのないよう十分な説明のもと進めていくことが大切と考えますが、いかがでしょうか。さらには、移転に際しては仮園舎の対応が必要となりますが、どのように考えているのかお聞かせいただきたいと思います。

この施設については、保育園周辺の住民も高い関心を寄せていると聞いております。特に、保育園用地及び隣接地は都市計画道路の指定がなされており、本保育園の整備には様々な調整が必要であると聞いております。建て替えに当たっては、周辺住民の方々への十分な説明と協議を重ねる中で進めていただきたいと考えますが、区の見解をお聞かせ下さい。

次に、**障害者福祉**について質問いたします。

本年四月から、障害者自立支援法に基づく制度が新たにスタートいたしました。これまで各種障害ごとに異なる法律に基づいた福祉サービスや公費負担医療などを行ってまいりましたが、4月からは共通の制度の中で提供する仕組みとするともに、増大する福祉サービスの費用を負担するため、利用したサービスの量と所得に応じた負担を利用者に求める制度となりました。このため、区では、外部委員による審査会で障害の程度を判定し、それに基づいて十月からサービスの支給がされると聞いております。障害の程度が順当にきちんと判定されてこそ、障害者一人一人が必要なサービスを受けられることと考えますが、まずこれまでの審査会の判定状況についてお聞かせいただきたいと思います。

また、支給基準の設定に当たりましては、どのような考え方で基準をつくるのか。また、利用者へのサービス水準は現在の基準と比べてどう変わるのか、お尋ねいたします。十月からは国の制度とは別に、自治体独自の事業として、地域生活支援事業が開始されます。新たな仕組みの中で、支援を必要とする障害者が、必要なサービスを受けながら、地域生活を継続していくことが大切です。私は、これまでの負担軽減策同様、地域生活支援事業についても一定の負担軽減を実施することが必要であると思っておりますが、いかが

でしょうか。

さらに、この十月には障害児の施設利用についても利用者負担制度の変更があると聞きます。障害児施設については、東京都の事業として引き続き実施されていくとのことですが、利用者の負担が成人障害者と同様のものとなりません。現在、区では、障害者の施設利用について独自の軽減策を実施しておりますが、これらと均衡を図るため、障害児施設の利用者負担についても同様の負担軽減策がとられるよう要望するものであります。

この実施により、区内の障害児と成人障害者、いずれも同様のサービスが受けられるようになり、安心して地域生活を送るための支援となることが期待されます。制度を乗り越え、区民負担の軽減に積極的に取り組まれるよう要望いたします。

あわせて、障害者福祉センターの整備について伺いたします。

現在の富士見福祉会館は、昭和四十八年に設置され、区内心身障害者とその家族に心身の休養と教養の向上やレクリエーションの場の提供、また医学的指導や機能回復訓練を行う施設として運営されてまいりました。障害者、その家族にとって大変重要な施設になっておりますが、この施設は既に三十三年が経過し、老朽化が目立っております。

また、年月を経て、利用する方々の重度化など、それぞれのニーズの多様化に対して必ずしも十分に対応ができていないとは言えない現状であります。

区では、第二次推進プログラムの中で、障害者福祉センター——これは仮称でございますが——の整備を計画化されております。この計画では、二十一年度施設開設となっておりませんが、現在、この施設について、計画の進捗はどのようになっているのでしょうか。各障害を持たれる方々にとって、障害者自立支援法施行など環境の変化も踏まえた施設整備が急がれるものと思えます。区内のすべての障害者が安心して地域生活を送るための支援拠点として、早急に用地を確定し、整備を進めていく必要があると考えますが、区長の障害者センター整備に関するお考えについて答弁を求めます。

次に、高齢者総合サポートセンターの施設整備の進捗状況についてお尋ねいたします。

区長は、平成十七年度の第1回定例会において、高齢者総合サポートセンターについて「従来のコンセプトに加えて新しい機能を加えていく」と述べられました。また、第2次推進プログラムの中では、「24時間365日において高齢者の安心を支える拠点として施設の整備を行うこと」とし、平成21年度を開設予定として示されております。

す。

その後も、高齢者福祉に対する状況は、介護保険法の改正により、地域包括支援センターとして地域での高齢者の安心を支える拠点が整備されるなど、いろいろな変化が出てきております。

そこで、高齢者サポートセンターの整備について、整備の考え方や現在の進捗状況についてお伺いをいたします。話は変わりますが、昨日、特別区協議会の総会が開催されましたが、その席上で、飯田橋にあります旧東京区政会館別館の処分の話があり、千代田区に優先的に売却したい旨の打診があったと聞き及んでおります。もともと、現在の区政会館に移転する際、旧館については地元である千代田区に売却する方針で進んでおりましたが、一般の医療制度改革に伴う後期高齢者医療広域連合の事務所が必要ということ、区への売却が白紙に戻ったと聞いておりました。今回、改めて区に売却する話が出てきたわけでありますが、この会館は区の中心地に立地しており、交通の便も良く、区の福祉施設として活用していく方策も考えられます。今後、区としてどのように対応していくお考えなのでしょうか。区長のお考えをお伺いいたします。

次に、**新庁舎整備の状況**についてお伺いをいたします。新庁舎整備は、平成十九年二月末日の竣工を目指して順

調に進捗していると聞き及んでおります。既に建物本体も姿が見え、新庁舎に対する区民の期待も高まってきております。

我が自由民主党議員団も、かねてより、新庁舎整備に当たっては「竹平住宅の跡地活用も含めた幅広い検討をすべきである」と指摘してまいりましたが、これを執行機関が真摯に受けとめ、努力され、国との共同事業という形で整備実現まであと一歩のところまでこぎ着けてまいりました。平成十四年以来、区議会としても、新庁舎整備に関する特別委員会を設置し、庁舎整備が単に執務スペースの拡大や職員の執務環境の向上のみで終わらないよう、区民や利用者の視点に立った意見を申し述べ、集約を行ってまいりました。

この熱心な議論が実を結び、新庁舎には共生社会のシンボルとなる障害者福祉施設、障害者が働くパン工房・パンショップ、さらには男女共同参画センターや図書館などがともに配置されることになりました。ま



た、ワンストップサービスを実現するための総合窓口が設置され、区民サービスの一層の向上が図られるとともに、災害発生時の防災拠点としての役割も担う、全国の自治体でも例を見ない庁舎として整備されることになりました。

新庁舎では、このような新しい区民施設や区民サービスが一体となって運営されてこそ、末永く区民に愛される庁舎となるものと考えます。区として経験されたことのない初めての取り組みであるため、様々なご苦労があるうかと思いますが、各施設の開設準備はどのような状況にあるのでしょうか。予定どおりの開設に向けての見通しをお聞かせいただきたいと思います。

次に、**指定管理者制度の成果などについて**ご質問をいたします。

平成十五年に地方自治法が改正され、「公の施設」における指定管理者制度の導入が可能となりました。千代田区においても、平成十七年度に「内幸町ホール」に導入したのをはじめ、平成十八年度には「いきいきプラザ一番町」など5施設に導入してまいりました。

指定管理者制度は、施設の維持管理を単に民間事業者に委託するのではなく、民間事業者が施設の維持管理を含め主体的に施設を運営していくもので、行政にはない、民間ならではの創意工夫やノウハウにより区民サービスを向

上させながら、施設運営にかかる行政コストも縮減するものであります。

また、指定管理者制度における指定期間は、業務委託のように単年度ではなく、施設ごとに期間は異なりますが、3年から十年の複数年度に及ぶ期間となっております。長期間にわたって当該民間事業者と協力しながら、区民サービスの向上に努めていかなければなりません。

指定管理者制度の導入に当たっては、単に簡素で効率的な行政を実現する観点から行政コストの縮減のみを目指すのではなく、サービスを受ける区民が安心してこれまでに以上で充実したサービスを受けることができるかが極めて重要であり、そのためには今後とも区民の視点に立って行政が適切な制度の運営を行っていくことが必要であります。

来年度には、湯河原千代田荘、社会教育会館、総合体育館、千代田図書館の指定管理者制度の導入が予定されております。そこで、当該制度を導入したことによるこれまでの成果と課題をどう認識し、今後の制度の運用にどのような生かしていこうとお考えなのか、伺いたいと思います。

最後に、指定管理者制度に関連して、今年から民営化された箱根千代田荘の利用者実態と利用料金についてお伺いいたします。

今年四月より民営化されました箱根千代田荘については、以前から広く区民に親しみのある施設として愛され続けてまいりました。そのため、民営化に当たっては、区民より「今後、民営化になってどのようなように変わるか」などと問い合わせをいただいていたところであります。

先般、我が会派で箱根千代田荘を視察してまいりましたが、駐車場にとまる車のナンバーはほかの地域ばかりで、車のナンバーを見る限りでは、今までと利用実態が変わったことを感じました。また、箱根千代田荘では、委託先の箱根富士屋ホテルが企画し、千代田荘を利用したお客様に優先的に箱根富士屋ホテルのプールやレストランを利用できたり、箱根のゴルフ場とセットで利用できるプランを紹介するなど、民営化だからこそできる積極的な企画が行われ、多くの方々から喜ばれていると聞きます。

一方、利用料金の変更から、今まで区民から喜ばれていた家族などの利用が減り、大変残念がられていると聞きます。保養施設についてのコスト管理は重要なことと思えますが、区民福祉に資するためにも、現状を把握する中で、料金体系について検討されることが肝要と思えますが、いかがでしょうか。箱根千代田荘の利用者実態と料金体系についての考えをお示しいただきたいと思えます。

以上、区政の重要課題について質問をいたしました。

区長の明快なご答弁を期待いたしまして、質問を終わります。ありがとうございます。

石川雅己区長

桜井議員のご質問のうち、少子高齢化に対応する福祉施策と基盤整備に関するご質問からまずお答えいたします。

現在、番町出張所跡地における高齢者の施設、麴町保育園の建て替え障害者福祉センター及び高齢者総合サポートセンターの整備が具体的な検討課題になっていることはご承知のとおりだろうと思えます。

そうした中で、まだサポートセンターについては詰め切らない部分がございますが、その他の三つの施設については、できるだけ早く基盤の整備の方向性、すなわち施設の機能、大まかなスケジュール、運営手法等をまとめまして、本定例会中その内容を区議会にもお示しをさせていただき、あわせて関係者との協議に入りたいと思っております。



まず、番町出張所跡地高齢者施設について、基本的な考え方を申し上げます。

住みなれた地域で安心して暮らし続けるためには、従来の介護施設という概念にとらわれない、地域密着型の小規模で多機能な拠点を整備して、地域ケア体制の確立を目指す必要があるかと思えます。

麴町地域における拠点整備をするに当たりましては、旧番町出張所跡地を候補地とすることを先の定例会でも申し上げたところがあります。



団塊世代が高齢期を迎え、超高齢社会への対応、誰もが避け

ることができない身体機能等の低下に伴う不安を解消することを目指し、介護保険サービスのみならず、高齢者やその家族の視点で必要なサービスが連続して効果的に提供できる施設を整備したいというふうに思っております。

また、質の高いケアを実現するためには、設計段階から民間事業者のノウハウを最大限に取り入れることが必要でありまして、計画段階で事業者の選定をし、民設民営で整備をしたいというふうに思っているところでございます。

お話しのとおり、整備を急ぐ必要があることは全くご指摘のとおりだろうと思えます。そのため、地域の方々の参画をいただきながら、仮称ですが「施設整備検討会」を立ち上げて、関係者との協議も進めてまいりたいというふうに思っているところであります。

次に、麴町保育園の改築について申し上げます。

千代田区の土地という中で、あの持っている土地の有効活用を図るといって一方では、ご承知のとおり、大変麴町保育園も古うございまして、施設の老朽化等がございますので、改築をしていかなければならないというふうに思えます。

一方では、ご承知のとおり、あの麴町保育園は、ゼロ歳保育を受けとめられません。施設的な制約から。あるいは、これからのあの地域での多様な保育ニーズというものは、あるいはその増加に対して受けとめることが現状の施設ではかなり難しいということから、改築という問題は避けて通れないと思えます。

そして、改築をきっかけに、単に保育園の子どもさんだけではなくて、小学校へ上がった子どもさん方も含めた子育てに関する、その子どもさんに着目をしたライフステージに合わせたような様々な子育てに関するサポート・支援ということも、私は今日求められているだろうと思いま

す。

そういう意味で、麴町保育園の改築を通じて、子育てをサポートする総合的な機能を持った施設として整備を図ってまいりたいと思います。

あわせて、可能ならば、福祉に関連する機能も盛り込めたらという思いでございます。

こうしたことを考えますと、従来の、単に保育園だけではなく、保育園を卒業し、小学生の子どもさん方をも含め



た一体的な子育て支援・サポートというような考え方になりますと、一体的な運営をするという意味では、どうしても今までの役所の力とパワーでは、私は難しいだろうと思います。むしろ、民間が持っているそうした力を活用して、この施設運営をした方がよりベターではないかという考え方から、民営化という考え方を持っているわけでございます。

一方、この改築に当たりましては、あの場所での仮園舎を確保することは難しいということをご指摘のとおりでありますし、一方では、道路計画が入っているということもありません。したがって、願わくは、私の方といたし

ましては、仮園舎については、現在の三番町の土木詰所が廃止になりますので、そこを活用させていただければという思いでございます。

いずれにいたしましても、こうした問題については、近接の住民の方々、あるいは保育園の建て替えに当たり民営という議論も当然保護者のいろんなご不安もあるうかと思えますので、こうしたことを踏まえて十分に近接の方々、あるいは保護者、あるいは地域の方々のご理解できるように十分なご議論をさせていただきたいというふうに思っております。

次に、**障害者自立支援法の十月施行について**であります。

障害者自立支援法は、今年4月に一部施行され、10月から本格施行になったことはご案内のとおりだろうと思います。

自立支援法は、身体・知的・精神の三障害サービス利用の仕組みを一元化するということがこの法のねらいであります。そして、就労支援のより強化、あるいは支給決定の仕組みの透明性・明確化、さらには利用者に応能負担から原則1割の定率負担を求めている内容でございます。

今後の障害者サービスを拡充するという観点から見ますと、あるいは障害者の自立や在宅生活を支えるという観

点から、利用者負担については私は避けて通れないものだろうと思います。そして、身体・知的・精神障害を対象として、全国共通で公平なサービス提供を目指す法の改正は私は当然であるし、避けて通れないものだろうと思います。

しかし、現実にご承知のとおりでございます。私たちはこの実施に当たりまして、四月からの制度変更に当たりましては、導入期の激変緩和の視点から、区独自の定率負担軽減を実施させていただいたところであります。

あるいは、十月から、障害程度区分に応じたサービス支給や地域生活支援事業が開始をされます。あるいは、障害児施設も措置から契約に変更になるという、こういうこともございます。

そこで、今後も障害者の地域生活を支えるため、国基準に上乗せした区独自の支給基準の設定や利用者負担軽減など、障害者の生活実態や利用実態を見ながら、十月施行に間に合わせるような必要な支援を行ってまいります。

次に、**障害者センターの整備についてお答えいたします。**

私が区長に就任して、大変申しわけないのですが、驚くなかれ、障害者施策が非常に遅れている、対象が少ないというようなことがあったと思います。

そこで、ご承知のとおり、福祉作業所の整備、あるいは

養育児童へのサポート、あるいは知的障害者のグループホームの整備、あるいは精神障害者の生活機能回復の訓練の場、あるいはご質問にありましたように、新庁舎における障害者施設の整備等について対応してまいりました。

そうした中で、障害者の方々といろんな行事、あるいは事業でお会いしまして、保護者の最大の願いは、親亡き後のサポートであります。大変重たい障害の方々につきましては、東京都が施設という形で準備をし、区と障害者との役割分担がございます。しかし、保護者の思いはそういう、やはり親亡き後の在宅という中でサポートというのを大変願っている。私は全く同感であります。

そういうことを考えますと、ぜひ障害者に関する福祉センターの整備は私は可及的にやらなきゃいけない問題だと思います。とりわけ、ご質問にもありましたように、富士見福祉会館は、障害者への利便提供施設として利用いただいておりますが、今日のように、3つの機能が一体となった法の精神、あるいは多様な障害者のサービスには、どうしても応えることは難しいだろうと思います。

そのために、私たちは、障害者に関します様々な地域生活におけるサポートをする、そうしたセンターの整備を鋭意検討しているとあります。もちろん、こうした問題については、残念なことに、総論と各論でぶつかること

があります。慎重にも慎重の上に、具体的な場所の選定を今進めておりますので、できるだけ早い段階で区議会にもご相談をさせていただくとともに、関係者のご議論をさせていただきたいというふうに思っているところであります。

次に、**高齢者の総合サポートセンターの整備についてお答えを申し上げます。**

ご承知のとおり、高齢者介護もしかりでございますが、何といたっても高齢者の願いは、住みなれた地域で在宅というのが一番の願いであります。

しかし、残念ながら、将来の不安ということを考えて、どうしても施設ご要望が強いことはご承知のとおりだろうと思えます。

そこで、私たちは、こうしたお年寄りの思いに對しまして、在宅のケアを総合的に行える、お年寄りの安心な拠点として、24時間、365日、様々な在宅のお年寄りのためのサービスを展開する機能として、高齢者サポートセンターを発意したわけでございます。

ただ、その場合に、大変社会的にいろんな活動をされている、文化・芸術活動とか様々な活動をされている方もいらっしゃると思います。ご承知のとおり、高齢者センターはそうした機能だろうと思えます。そうしたこともあわせて、

高齢者サポートセンターの中に機能として盛り込みたいということでもあります。

さらに、加えまして、でき得るならば、子どもさんとお年寄りとの交流というようなことができることも考えております。なぜかと申しますと、お年寄りは人生経験が長く、知識と知恵を大変お持ちであります。現下の核家族化という中で、お年寄りとの交流を通じて子どもさんが学ぼうと思えます。そのことが家庭や、あるいはご両親を大切に、将来的にはお年寄りを大切にという私はマインドの子どもさんに涵養されるんだろうと思えますので、ぜひサポートセンターの中には子どもさんとお年寄りとの交流という、そういう機能も盛り込みたいというふうに思っております。

具体的には、今、所管部で検討をしておりますが、私は、願わくは、千代田区の場合としては真ん中で、かなりゆつたりと、かつ景観もいい場所が一番望ましいという思いでございますが、具体的には所管部の方でいろんな議論を詰めているところであります。

次に、**旧東京区政会館別館の売却処分について**であります。昨日の特別区協議会におきまして、千代田区と当会館の売却交渉を行うことが決定をされました。

当会館は、交通便利も良く、本区を中心に立地をしております。区役所本庁舎とも至近の距離であり、得がたい物件であるという認識のもとに、今後、特別区協議会と売却条件等について協議をしながら、結論を得て、議会にもご相談をさせていただきたいと思えます。

次に、指定管理者制度についてお答えいたします。

区民サービスの提供については、これまで行政が専売特許的に担ってまいりましたが、価値観やライフスタイルが多様化する今日では、民間と行政とが協働しながら区民サービスの提供を行う新たな仕組みが必要であろうというふうにも思っております。平成十五年度に地方自治法の改正により導入されました指定管理者制度は、単に施設の維持管理をする業務委託と違いまして、区の公の施設の運営に関しまして、民間事業者ならではの様々なノウハウ、あるいは柔軟な運営体制を生かして事業を実施する性格のものであります。

これによりまして、区民サービスが、私は、施設というその場を通じていろんな形で発信をされ、そして結果としてサービス向上につながり、簡素で効率的な行政に寄与するものだと思っております。

指定管理者制度は、指定期間が一定程度継続しますので、モニタリングを通じて区と指定管理者が施設運営の抱え

る課題などについて共通の認識を持ち、協働しながら区民サービスの向上を図ることが肝要だろうと思えます。特に、現場で働く職員の労働環境や事業者の財務状況などを専門家の立場で現場で確認することで、サービスの質が確保されるというようなことも考えまして、ぜひモニタリング制度を導入するべく、準備をしているところでございます。さらに、指定管理者制度の導入が予定されている施設の事業者の選定に当たりましては、施設がこれまで地域の拠点施設として運営をされてきましたことから、地域との関係づくりや環境、次世代育成、防災など、企業の社会的貢献についても積極的に評価をする方向を出していきたいと思えます。

選定からその後のモニタリングに至るまで、適切かつ円滑に制度を運用し、区民・利用者にとってより充実したサービスが得られるよう努めてまいりたいと思えます。

私の答弁に補足、あるいは詳細、他の事項につきまして、関係理事者をもって答弁をいたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

政策担当部長

桜井議員の新庁舎整備についてのご質問にお答えをいたします。

建物の工事につきましては、予定どおり平成十九年二月末日をもって竣工引き渡しを受けことになってございます。その後、区単独工事や什器備品等の搬入などを予定しております。平成十九年五月のグラウンドオープンに向けて順調に進んでいるというのが現状でございます。

あと、ソフトの部分で、例えば総合窓口ということを考えておりますが、ここでワンストップサービスを実施するというように、新たなサービスの提供を予定しております。したがって、現在、当初予定をしたスケジュールを前倒しいたしました。戸籍とか税務、こういった実際に窓口で対応している職員を中心に、事務の進め方、あるいはお客様への接し方などについて検討を進めております。

それから、情報基盤につきましても、予定どおり九月から通信ケーブルの配線工事を始めております。十二月末、今年末までにはフロアの敷設工事を終えます。その後、各種機器の設定工事などを経まして、新庁舎におけるIT関連の基盤整備を完了することになります。

このように、新庁舎整備につきましては、順調に推移している現状でございます。今後も、全職員が新庁舎において区民の皆様にご喜んでもいただける行政サービスを展開していく、こういう強い決意のもとで取り組みを進めてまいりたい、このように考えてございます。

次に、指定管理者制度の導入による成果と課題、あるいは今後の方向性についてのご質問についてお答えをいたします。

指定管理者制度を導入した施設におきましては、施設ごとに事業者の経営ノウハウや柔軟な運営体制を生かしながら、施設の予約受付時間の延長、あるいは地域との交流事業の拡大など、区民・利用者への新たなサービスを提供してまいりました。特に、平成十七年度に区で初めて制度を導入しました「内幸町ホール」では、設備保守点検の時間を調整することによりましてホールの稼働時間を増やしたり、あるいは、利用者に対してはお弁当の手配、花束等の手配、こういったものを代行するなど、民間事業者ならではの弾力的な施設運用を行い、一定の成果を上げてきている、このように認識しております。

また、区長答弁にもありましたけれども、指定管理者によるサービスの質を確保していくためには、いわゆるモニタリング、これが大変重要であるというふうに考えております。このモニタリングを実施するに当たりましては、単に定期的に提出される報告書を机上で確認するのではなくて、現場で事業者、あるいはそこで働く職員、こういった方たちとも意見交換をしながら、実態を十分に把握する、これが一番大切ではなからうかというふうに考えており

ます。現場の実態把握があつてこそ初めて、利用者の立場に立った改善点を見出し、より充実したサービスの提供につなげていくことができる、このように考えております。それから、今後、指定管理者制度の導入が予定されている施設の事業者選定に当たりましても、これまでと同様に、区民サービス向上の視点を基本としながら、事業者の地域貢献、あるいは社会貢献、こういったものも評価しながら、施設の内容や特性に応じた選定を進めてまいりたい、このように考えております。

区民生活部長

桜井議員のご質問のうち、箱根千代田荘の民営化後の利用実態と料金についてお答えします。

箱根千代田荘は、民間事業者のもとで、プールなどの割引やゴルフパックの実施など、経営ノウハウや様々な経営資源を生かした施設運営が行われており、八月末の利用者数は、四月には一たん切り替えに伴い前年を下回ったものの、八、六〇八人と前年度をやや上回っております。内訳を見ますと、企業努力により区民以外の利用は増加しているものの、区民と同行する利用者は減少しております。

議員ご指摘の利用料金の件につきましては、私どもの方

にも「区民と同行される方の料金」に関する苦情や要望が寄せられております。民営化後、区民に対しましては、従前と利用料金が同程度となるよう補助を行っておりますが、その結果、区民と同行者との料金の差が生じ、家族などを誘いづらくなった状況が生じていると考えられます。したがって、ご指摘のとおり、区民福祉の観点から、従来と同様に、家族などと同行しやすいような方法について今後検討してまいります。

保健福祉部長

桜井議員のご質問のうち、旧番町出張所跡地高齢者施設整備の状況等についてお答えいたします。

具体的な機能として、自宅から通い、必要に応じて泊まれる「小規模多機能型居宅介護」、自宅から住み替えて暮らす「グループホーム」、さらに身体状況が低下した場合には、完全個室でユニットケアが提供される「入所施設」という、利用者の状態に応じたケアが提供できる施設を整備したいと考えております。

また、整備に当たっては、基本理念やケアの方針、事業収支など多角的に判断し、質の高いケアを提供できる事業

者を選定することが必要でありますので、事業者選定基準について具体的な検討をしており、住みなれた地域で安心して生活が送れるよう、多様で柔軟なサービスが提供できるように、精力的に取り組んでまいります。

次に、障害者自立支援法に関するご質問にお答えいたします。

障害者自立支援法の本格施行に当たり、区では外部委員による障害程度区分の判定をこの四月から実行してまいりました。これまで約五十名の方の判定を終えたところでございます。十月からは、この障害程度区分ごとのサービス支給が開始されます。その際、これまでの利用状況や判定結果を勘案し、国基準に区独自で上乗せして支給基準を策定いたしました。さらに、重度障害者に対する支給時間の上乗せ支援も別に実施してまいります。

これらの対策により、おおむねこれまでの利用量を確保できるものと考えております。

今般、地域生活支援事業の実施に当たっても、利用者軽減対策を実施いたします。

まず、手話通訳派遣などのコミュニケーション支援につきましましては、一定時間までは無料で利用できるなど、特別の配慮をいたしました。

移動支援では、利用状況を勘案し、六十時間まで制度利

用を可能としました。これとあわせ、日常生活用具についても、負担軽減を実施いたします。

さらに、障害児の施設利用にも配慮すべきとの考えから、区独自で保護者が負担すべき一割の定率負担を、一定所得以下の世帯について軽減することといたします。

区では、これらのきめ細かな対策を通じて、引き続き区内障害者の生活を下支えしてまいります。

次に、(仮称)障害者福祉センター整備についてのご質問にお答えいたします。

区内障害者の在宅福祉の拠点として、ショートステイやリハビリ、デイサービスの充実、相談機能の機能拡大が求められております。さらに、障害者自立支援法の趣旨を踏まえ、精神障害者への支援機能も期待されるところであります。

今後、施設の整備場所について、具体的な場所を明らかにし、利用者、関係者のご意見をいただきながら、必要な機能について取りまとめたいと考えております。

障害者の在宅生活を支え、自立や社会生活を支援する拠点施設としての(仮称)障害者福祉センター整備に積極的に取り組んでまいります。

次に、高齢者総合サポートセンターの整備についてのご質問にお答えいたします。

高齢者総合サポートセンターの持つべき主な機能としては、まず、生活・健康などに関する総合相談を行うことによる地域ケアを支える「よろず総合相談拠点」でございます。二番目に、高齢者の触れ合い・生きがいづくりを行う「高齢者の活動拠点」でございます。三番目に、高齢者ケア・地域ケアを支える人材を育てるための「人材育成・研修拠点」でございます。四番目に、高齢者と子ども、青少年などの「多世代の触れ合い・交流拠点」を挙げております。

現在、これらの機能は、具体的な内容について検討を継続するとともに、施設として必要な規模、運営形態、整備手法、また建設場所について検討を行っておるところでございます。

今回、代表質問において質問をしました『箱根千代田荘、湯河原千代田荘の利用料金などの検討』につきましては、その後の自民党をはじめとした与党会派による要望により、区民福祉の観点から、従来と同様に、家族などと同行しやすいような方法について早急に検討し、年末からの利用に間に合わせることになりました。

